ニュースコンテナー

No. 309-1　　発行　2005年2月10日

The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

調査地点の 8 割で対象物質検出
03 年度 POPs モニタリング調査　環境省

環境省は「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）に基づき実施した、POPsモニタリング調査の 2003 年度分の結果をまとめ、05 年 1 月 19 日に公表しました。

この調査はＰＯＰｓ条約の対象になっている化学物質の環境中濃度の把握や国内実施計画策定のための基礎資料として、02年度から開始されたもので、条約対象12物質のうち、ＰＣＢ類、ＨＣＢ、ＤＤＴ類、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン類、ヘプタクロル類、マイレックス、トキサフェン類の10物質を対象としています。

全国38地点で水質、62地点で底質、35地点で大気、21地点で生物についての調査を実施し、全調査地点の8割を超える地点･試料でＰＯＰｓが検出されたが、その濃度レベルは全体的には横ばいか低減傾向にあると報告されました。

ただし、水質･底質調査で、特定の地域に比較的高濃度の物質が検出された事例がいくつか観察されていることや、国内で使用記録がないトキサフェン類、マイレックスが大気中に微量検出されたことを問題点として指摘しています。

水質･底質調査で地域ごとに異なる濃度の傾向や異性体の割合について考察することや、東アジアや地球レベルのＰＯＰｓ長距離移動も視野に入れた継続的な監視、解析が今後求められるとしています。

資料:2005 年 1 月 19 日付　EIC ネット

機器分析箇所　関善行

湖沼の排水規制強化　　環境省

環境省は 1 月 16 日に、霞ヶ浦や印旛沼、琵琶湖等の湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）で指定されている全国10ヵ所の大規模湖沼の水質改善をするため、同法施行（1984 年 7 月）以前からある湖沼周辺の工場･事業場について、排水規制を強化する方針を決めました。これにより、法施行後に新たに増設された施設と同様、都道府県知事への汚濁負荷量の届け出が義務付けられます。

現行法では、法施行以降に新増設された排水規模が 1 日平均 50m^3 工場･事業場に対しＣＯＤ、窒素、リンの汚濁負荷量を算定し、都道府県が定めた基準を満たすよう求めています。しかし、施行後 20 年経った今でも、負荷量規制を免れている古い事業場などが指定湖沼の地域内に 5 割程度残っており、これらの施設は、水質汚濁防止法に基づく排水濃度の規制があるだけで、量的制限はありません。

環境省によると、2002 年度の時点でほとんどの指定湖沼が環境基準を達成していません。このため、湖沼法に基づく規制を強化し、法施行前に建てられた施設についても水質管理をさらに徹底するよう、排水量も加味した規制を行うことにしました。

環境省は排水規模が 1 日平均 50m^3 未満の小規模施設や、水質汚濁防止法施行令で排水濃度規制の対象外としている施設についても、法改正に合わせた政省令で、湖沼環境に配慮した構造や使用方法を守ってもらうようにする考えです。

資料:2005 年 1 月 18 日付　化学工業日報　P.12

生活環境箇所　佐藤妙子

LLOYD'S REGISTER QUALITY ASSURANCE ISO9001
UKAS QUALITY MANAGEMENT 001

■事業内容■

1 環境管理に伴う調査･測定･化学分析
2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
3 ビル管理に伴う水質検査･空気環境測定
4 水道法第 20 条に基づく水質検査
5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
7 トータルサニテーション管理
8 委託試験･研究･開発

R100
古紙配合率 100%再生紙を使用しています